管 第 226号 建 技 第 380号 平成30年1月25日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整に係る積算基準の 改訂について

このことについて、下記のとおり積算基準を改訂したので参考送付します。

記

- 1 改訂する積算基準書平成29年度 土木工事標準積算基準書(共通編)富山県土木部
- 2 改訂概要

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整を廃止する。 ただし、随意契約方式により工事を発注する場合については、間接工事費等を調整する。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うもののうち、現に契約履行中の工事に 直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である工事を対象とする。

3 適用年月日

平成30年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積書の徴収を行う工事から適用する。

(事務担当:管理課入札・契約係) (事務担当:建設技術企画課技術指導係)